

■各国（英・独・仏）における国が定めた定量的基準等の一覧（未定稿、一部のみ抜粋）

1. 犬：スペース

項目	イギリス		ドイツ		フランス																																									
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定																																									
スペース	<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各犬に、以下のことをするための十分な空間を与えなければならない。</li> <li>(a) 後ろ足で立つ。</li> <li>(b) 体を伸ばして横になる。</li> <li>(c) 尾を振る。</li> <li>(d) 歩く、及び</li> <li>(e) 他の犬又は壁にぶつからずに向きを変える。</li> </ul> <p>出所：DEFRA (2018b) 2.2, p26</p>	<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犬舎は最低限、以下の大きさでなければならない。これは犬の大きさ及び頭数に応じて大きくしなければならない。最小面積は、子を産まない成犬1匹あたりの面積で、犬が増えるごとに1匹について表に記載された追加スペースが必要となる。</li> <li>子犬を持つ雌犬はこの面積の2倍のスペースが必要。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>犬の体重</th> <th>最小面積</th> <th>1匹追加するごとに追加する面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5kg 未満</td> <td>4m<sup>2</sup></td> <td>0.5m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>5～10 kg</td> <td>4m<sup>2</sup></td> <td>1m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>10～15kg</td> <td>4m<sup>2</sup></td> <td>1.5m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>15～20kg</td> <td>4m<sup>2</sup></td> <td>2m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>20kg 超</td> <td>8m<sup>2</sup></td> <td>4m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>30kg 超</td> <td colspan="2">上記の大きさは相応に拡大しなければならない、比例させなければならない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所：DEFRA (2018b) , p27</p>	犬の体重	最小面積	1匹追加するごとに追加する面積	5kg 未満	4m <sup>2</sup>	0.5m <sup>2</sup>	5～10 kg	4m <sup>2</sup>	1m <sup>2</sup>	10～15kg	4m <sup>2</sup>	1.5m <sup>2</sup>	15～20kg	4m <sup>2</sup>	2m <sup>2</sup>	20kg 超	8m <sup>2</sup>	4m <sup>2</sup>	30kg 超	上記の大きさは相応に拡大しなければならない、比例させなければならない。		<p>&lt;対象：屋外飼育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犬小屋のサイズは中で犬がその行動に適した動きをし、横になることができる十分なスペースが必要であり、内部に暖房設備がない場合、体温を保つことができるようなデザインにする。</li> <li>出所：犬に関する規則第4条「屋外飼育に関する要請」の第2項</li> </ul> <p>全体&lt;檻での飼育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犬を犬舎で飼育する場合の基準は以下の通りである。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体高</th> <th>最小床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 cm 未満</td> <td>6 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>50 cm 以上 65cm 未満</td> <td>8 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>65cm 以上</td> <td>10 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>犬舎の各辺の長さは少なくとも犬の体長の2倍。どの辺も2m以上。</li> <li>母犬と子犬が一緒に入る</li> </ul>	体高	最小床面積	50 cm 未満	6 m <sup>2</sup>	50 cm 以上 65cm 未満	8 m <sup>2</sup>	65cm 以上	10 m <sup>2</sup>	<p>あり（同則第12条「秩序違反」により、動物保護法「第18条において「秩序違反」となる(€25,000)までの過料)</p>	<p>&lt;対象：収容所・シェルターの運営、繁殖、販売、一時預かり、保護、教育、訓練、展示の従事者（以下同様）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犬の収容施設に必要な最小のスペースは、犬1匹につき、面積は5m<sup>2</sup>、高さは2m</li> <li>出所：アレテ Annex II、Section 1、「Chaptre1 犬に特有の規則」の「1 収容施設」第1段落3行目</li> <li>体高が70cm以上の犬の場合、面積は10m<sup>2</sup>を下回ってはならない。しかし、この面積で、2匹の犬を収容することができる。</li> <li>出所：アレテ Annex II、Section 1、「Chaptre1 犬に特有の規則」の「1 収容施設」第1段落6～7行目</li> <li>販売施設では、適用除外として、母犬のいない8週齢以上の子犬は、以下に示す規準に対応したコンパートメントに収容することができる。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>子犬の体重</th> <th>子犬1匹当たりの最小面積</th> <th>コンパートメントの最小面積</th> <th>最小の高さ(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5kg 未満</td> <td>0.3 m<sup>2</sup></td> <td>1.5 m<sup>2</sup></td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>1.5kg 以</td> <td>0.5 m<sup>2</sup></td> <td>1.5 m<sup>2</sup></td> <td>1.2 m</td> </tr> </tbody> </table>	子犬の体重	子犬1匹当たりの最小面積	コンパートメントの最小面積	最小の高さ(m)	1.5kg 未満	0.3 m <sup>2</sup>	1.5 m <sup>2</sup>	1.2m	1.5kg 以	0.5 m <sup>2</sup>	1.5 m <sup>2</sup>	1.2 m
犬の体重	最小面積	1匹追加するごとに追加する面積																																												
5kg 未満	4m <sup>2</sup>	0.5m <sup>2</sup>																																												
5～10 kg	4m <sup>2</sup>	1m <sup>2</sup>																																												
10～15kg	4m <sup>2</sup>	1.5m <sup>2</sup>																																												
15～20kg	4m <sup>2</sup>	2m <sup>2</sup>																																												
20kg 超	8m <sup>2</sup>	4m <sup>2</sup>																																												
30kg 超	上記の大きさは相応に拡大しなければならない、比例させなければならない。																																													
体高	最小床面積																																													
50 cm 未満	6 m <sup>2</sup>																																													
50 cm 以上 65cm 未満	8 m <sup>2</sup>																																													
65cm 以上	10 m <sup>2</sup>																																													
子犬の体重	子犬1匹当たりの最小面積	コンパートメントの最小面積	最小の高さ(m)																																											
1.5kg 未満	0.3 m <sup>2</sup>	1.5 m <sup>2</sup>	1.2m																																											
1.5kg 以	0.5 m <sup>2</sup>	1.5 m <sup>2</sup>	1.2 m																																											

項目	イギリス		ドイツ		フランス																												
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定																												
	<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>動物が利用できるすべての場所、道具及び器具は、傷害、疾病及び脱走の危険が最小限でなければならない。頑丈で、安全で、耐久性のある素材で作成し、良好な状態に修理し、よく整備しなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA (2018b) 5.1, p9.</p>	<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内の廊下から立ち入る犬の個室が向かい合っている犬舎では、廊下の幅は、少なくとも1.2メートルなければならない。それが無理な場合は、犬舎の個室から犬を連れ出すための経路や施設内で犬を収容しておくための場所など、職員の安全を守るために証明可能な措置を講じなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA (2018b) , p10.</p>	<p>場合は上記床面積を5割増し(1.5倍)にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1週間のうち少なくとも5日間犬舎の外で大部分を過ごす犬の場合は、上記規定が免除されるが、最低6㎡が必要である。</li> </ul> <p>出所：犬に関する法規命令第6条「犬舎での飼育に関する要求」2項</p>		<table border="1"> <tr> <td>上 3kg 未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3kg 以上 8kg 未満</td> <td>0.75 m<sup>2</sup></td> <td>1.5 m<sup>2</sup></td> <td>1.2 m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8kg 以上 12kg 未満</td> <td>1 m<sup>2</sup></td> <td>2 m<sup>2</sup></td> <td>1.2 m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12kg 以上 20kg 未満</td> <td>2 m<sup>2</sup></td> <td>4 m<sup>2</sup></td> <td>1.2 m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20kg 以上</td> <td>3 m<sup>2</sup></td> <td>5 m<sup>2</sup></td> <td>1.5 m</td> <td></td> </tr> </table> <p>出所：アレテ Annex II、Section 1、「Chapitre 1 犬に特有の規則」の「1 収容施設」第4段落</p>	上 3kg 未満					3kg 以上 8kg 未満	0.75 m <sup>2</sup>	1.5 m <sup>2</sup>	1.2 m		8kg 以上 12kg 未満	1 m <sup>2</sup>	2 m <sup>2</sup>	1.2 m		12kg 以上 20kg 未満	2 m <sup>2</sup>	4 m <sup>2</sup>	1.2 m		20kg 以上	3 m <sup>2</sup>	5 m <sup>2</sup>	1.5 m				
上 3kg 未満																																	
3kg 以上 8kg 未満	0.75 m <sup>2</sup>	1.5 m <sup>2</sup>	1.2 m																														
8kg 以上 12kg 未満	1 m <sup>2</sup>	2 m <sup>2</sup>	1.2 m																														
12kg 以上 20kg 未満	2 m <sup>2</sup>	4 m <sup>2</sup>	1.2 m																														
20kg 以上	3 m <sup>2</sup>	5 m <sup>2</sup>	1.5 m																														
	<p>&lt;対象：家庭での預託&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>飼育される動物の数は、施設や人員配置を考慮して合理的な最大数を超えてはいけない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA (2018e) 3.1, p8.</p>	<p>&lt;対象：家庭での預託&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>部屋をバリアで区切る場合は、(中略)バリアは壁にしっかりと固定され、高さが最低1.83mで50mm×50mm以下のメッシュを用いる。それぞれのエリアは6㎡以上でなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA (2018e) , p9</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬舎は健康を害さない素材で作成し、犬が乗り越えたり怪我をするような作りであってはならない。床は怪我や痛みを引き起こすようなものではなく、清潔かつ乾燥した状態で保ちやすいものを実際に取り付けてなければならない。</li> <li>複数の犬がいる場合には犬が互いに噛むことができないように仕切を付ける。</li> <li>犬舎の少なくとも片側は犬が外を自由にみることができなければならない。</li> </ul>	あり(同則第12条「秩序違反」により、動物保護法「第18条において「秩序違反」となる(€25,000までの過料)																													

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定
			<ul style="list-style-type: none"> <li>犬舎が屋内にある場合はその犬は屋内から外を十分に眺めることができなければならない。 出所：犬に関する規則第6条「檻での飼育に関する要請」の第3項</li> </ul>		
	•	•	<ul style="list-style-type: none"> <li>檻の中では、後ろ足で立ち上がった犬の前足が届く高さまでは、犬が触れる可能性がある通電設備または電流を発する設備を設置してはならない。 出所：犬に関する規則第6条「檻での飼育に関する要請」の第4項</li> </ul>	あり（同則第12条「秩序違反」により、動物保護法「第18条において「秩序違反」となる（€25,000までの過料）	
	•	•	<ul style="list-style-type: none"> <li>同じ敷地内に複数の犬を檻の中で個別に飼育する場合はそれぞれの犬がお互いにアイコンタクトできるように配置しなければならない。 出所：犬に関する規則第6条「檻での飼育に関する要請」の第5項</li> </ul>		
	•	•	<p>&lt;対象：全体屋内飼育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人間が使用することをいっていない部屋で犬を屋内飼育する場合、使用可能な床面積は上記「犬に関する規則第6条第2項に定める要請に合致し</li> </ul>		

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定
			<p>ている場合限り認める。</p> <p>出所：犬に関する規則第5条「屋内飼育に関する要請」第2項</p>		
	・	・	<p>&lt;繫留による飼育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 繫留は固定せず、最低でも6mの長さのある自由に滑走するレールに取り付けなければならない。犬が少なくとも横の動きとして5mの動きができるようにしなければならない。</li> <li>・ 犬の歩行領域には犬の動きを邪魔したり怪我につながるような障害物があってはならない。</li> </ul> <p>出所：犬に関する規則第7条「繫留での飼育に関する要請」第2項及び第3項</p>		

## 2. 猫：スペース

項目	イギリス				ドイツ		フランス																																		
	義務規定	ガイドライン				義務規定	罰則等	義務規定																																	
スペース	なし	<p>&lt;対象：生体販売者&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>猫の頭数、週齢</th> <th>最低床面積</th> <th>奥行</th> <th>高さ</th> <th>追加スペース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4頭以上または12週齢未満</td> <td>1 m<sup>2</sup></td> <td>0.6m</td> <td>0.6m</td> <td>子猫1頭追加ごとに0.25 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>1頭、12-26週齢</td> <td>0.85 m<sup>2</sup></td> <td>0.9m</td> <td>1.8m</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2頭、12-26週齢</td> <td>1.5 m<sup>2</sup></td> <td>0.9m</td> <td>1.8m</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3-4頭、12-26週齢</td> <td>1.9 m<sup>2</sup></td> <td>0.9m</td> <td>1.8m</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所：DEFRA (2018a), p40.</p>				猫の頭数、週齢	最低床面積	奥行	高さ	追加スペース	4頭以上または12週齢未満	1 m <sup>2</sup>	0.6m	0.6m	子猫1頭追加ごとに0.25 m <sup>2</sup>	1頭、12-26週齢	0.85 m <sup>2</sup>	0.9m	1.8m	-	2頭、12-26週齢	1.5 m <sup>2</sup>	0.9m	1.8m	-	3-4頭、12-26週齢	1.9 m <sup>2</sup>	0.9m	1.8m	-			<p>・猫の収容施設に必要な最小のスペースは、猫1匹につき2 m<sup>2</sup>。 出所：アレテ Annex II、Section 1、「Chapitre II 猫に特有の規則」の「1 収容施設」第2段落1行目</p> <p>・販売施設では、適用除外として、母猫のいない8週齢以上の子猫は、以下に示す規準に対応したコンパートメントに収容することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>子猫1匹当たりの最小面積</th> <th>コンパートメントの最小面積</th> <th>最小の高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.25 m<sup>2</sup></td> <td>1.5 m<sup>2</sup></td> <td>1.5m</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所：アレテ Annex II、Section 1、「Chapitre II 猫に特有の規則」の「1 収容施設」第6段落全て</p>			子猫1匹当たりの最小面積	コンパートメントの最小面積	最小の高さ	0.25 m <sup>2</sup>	1.5 m <sup>2</sup>	1.5m
猫の頭数、週齢	最低床面積	奥行	高さ	追加スペース																																					
4頭以上または12週齢未満	1 m <sup>2</sup>	0.6m	0.6m	子猫1頭追加ごとに0.25 m <sup>2</sup>																																					
1頭、12-26週齢	0.85 m <sup>2</sup>	0.9m	1.8m	-																																					
2頭、12-26週齢	1.5 m <sup>2</sup>	0.9m	1.8m	-																																					
3-4頭、12-26週齢	1.9 m <sup>2</sup>	0.9m	1.8m	-																																					
子猫1匹当たりの最小面積	コンパートメントの最小面積	最小の高さ																																							
0.25 m <sup>2</sup>	1.5 m <sup>2</sup>	1.5m																																							
	<p>&lt;対象：預託施設&gt;</p> <p>・猫は、他の猫やその壁に触れることなく、以下のことができるよう十分なスペースを用意する必要がある。</p> <p>(a) 散歩 (b) 振り向く (c) 後ろ足で立つ (d) 尾を直立させる (e) 登る (f) 高い場所で休憩 (g) 横になって横に伸びる</p> <p>出所：DEFRA (2018f) 2.6, p21.</p>	<p>&lt;対象：預託施設&gt;</p> <p>full-height walk-in unit</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最小面積</th> <th>最小幅</th> <th>最低高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1匹</td> <td>0.85 m<sup>2</sup></td> <td>0.9m (e.g. 0.9m x 0.95m)</td> <td>1.8m</td> </tr> <tr> <td>2匹まで</td> <td>1.5 m<sup>2</sup></td> <td>1.2m (e.g. 1.2m x 1.25m)</td> <td>1.8m</td> </tr> <tr> <td>4匹まで</td> <td>1.9 m<sup>2</sup></td> <td>1.92m (e.g. 1.2m x 1.6m)</td> <td>1.8m</td> </tr> </tbody> </table> <p>就寝エリア</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最小面積</th> <th>最小幅</th> <th>最低高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1匹</td> <td>0.85 m<sup>2</sup></td> <td>0.9m (e.g. 0.9m x 0.95m)</td> <td>1m</td> </tr> <tr> <td>2匹まで</td> <td>1.1 m<sup>2</sup></td> <td>0.9m (e.g.</td> <td>1m</td> </tr> </tbody> </table>					最小面積	最小幅	最低高	1匹	0.85 m <sup>2</sup>	0.9m (e.g. 0.9m x 0.95m)	1.8m	2匹まで	1.5 m <sup>2</sup>	1.2m (e.g. 1.2m x 1.25m)	1.8m	4匹まで	1.9 m <sup>2</sup>	1.92m (e.g. 1.2m x 1.6m)	1.8m		最小面積	最小幅	最低高	1匹	0.85 m <sup>2</sup>	0.9m (e.g. 0.9m x 0.95m)	1m	2匹まで	1.1 m <sup>2</sup>	0.9m (e.g.	1m								
	最小面積	最小幅	最低高																																						
1匹	0.85 m <sup>2</sup>	0.9m (e.g. 0.9m x 0.95m)	1.8m																																						
2匹まで	1.5 m <sup>2</sup>	1.2m (e.g. 1.2m x 1.25m)	1.8m																																						
4匹まで	1.9 m <sup>2</sup>	1.92m (e.g. 1.2m x 1.6m)	1.8m																																						
	最小面積	最小幅	最低高																																						
1匹	0.85 m <sup>2</sup>	0.9m (e.g. 0.9m x 0.95m)	1m																																						
2匹まで	1.1 m <sup>2</sup>	0.9m (e.g.	1m																																						

項目	イギリス				ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン			義務規定	罰則等	義務規定
			0.9m x 1.20m)				
	4 匹まで	1.7 m <sup>2</sup>	0.9m (e.g. 0.9m x 1.9m)	1m			
	Exercise run for full height walk-in unit and penthouse style unit						
		最小面積	最小幅	最低高			
	1 匹	1.65 m <sup>2</sup>	0.9m (e.g. 0.9m x 1.85m)	1.8m			
	2 匹まで	2.2 m <sup>2</sup>	1.2m (e.g. 1.2m x 1.85m)	1.8m			
	4 匹まで	2.8 m <sup>2</sup>	1.2m (e.g. 1.2m x 2.35m)	1.8m			
	出所：DEFRA (2018f) , pp21-22.						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>上記最小面積の 1.5 倍 (優良基準)。</u></li> <li>・ <u>それぞれのユニットはトイレ、休憩場所、餌場を最低 60cm 離して設置できるだけのスペースがなければならない。</u></li> </ul>						
	出所：DEFRA (2018f) , p23.						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>猫は最低 2 つの raised areas にアクセスできなければならない。この一つは就寝エリア、もう一つは運動エリアになければならない (優良基準)。</u></li> </ul>						
	出所：DEFRA (2018f) , p24.						

## 3. 犬：設備等

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	ガイダンス
	<p>&lt;対象：生体販売者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>動物が立ち入ることができるすべての場所、設備、器具は、怪我、病気、そして逃避の危険を最小限にとどめなければならない。それらは、堅牢で、安全で、そして耐久性があり、良好な修理状態でそしてよく手入れされた材料で構築されなければならない。 出所：DEFRA (2018a) 5.2, p.32.</li> </ul>	<p>&lt;対象：生体販売者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犬の頭がすり抜ける、又は手足や胴体はさまれるのを防ぐために、隙間は小さくしなければならない。犬が体をはさまれないようにするには、隙間は、直径 50 ミリ、場合によってはそれ以下の球体が通過できないようにしなければならない。 出所：DEFRA (2018a) , p.32.</li> </ul>	<p>&lt;屋外飼育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犬小屋は保温効果があり、健康に害を及ぼさないような材料で作られなければならない。 出所：犬に関する規則第 4 条「屋外飼育に関する要請」第 2 項</li> </ul> <p>&lt;屋内飼育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>暖房ができない部屋で飼育することは、上記第 4 条第 2 項に定める犬小屋か、または隙間風及び寒さから十分に保護された乾いた状態の寝場所が設けられ、かつ保温効果のある寝場所を犬が自由に使用できる場合に限り許される。 出所：犬に関する規則第 5 条「室内飼育に関する要請」第 3 項</li> </ul>	<p>あり（同則第 12 条「秩序違反」により、動物保護法「第 18 条において「秩序違反」となる（€ 25,000 までの過料）</p>	
	<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>動物が利用できるすべての場所、道具及び器具は、傷害、疾病及び脱走の危険が最小限でなければならない。頑丈で、安全で、耐久性のある素材で作られ、良好な状態に修理し、よく整備しなければならない。出所：DEFRA (2018b) 5.1, p10</li> </ul>	<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての金網／フェンスは、頑丈で、たわまず、良好な状態に保ち、脱走や穴掘りを防ぐ構造でなければならない。金属の柵及び／又は格子及び／又は枠を用いている場合は、犬が脱走する又は体をはさまれることを防ぐために、適切なゲージ（直径が最低 2 ミリメートル、英国の規格で約 14 ゲージに相当）でなければならない。</li> <li>各個室の高さは最低でも 2 メートルなければならない。職員が犬に近づくことができ、かつ、個室のすみずみまで安全に掃除できるように設計しなければならない。それが</li> </ul>	<p>&lt;繋留による飼育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幅が広く、皮膚に食い込むことのないハーネスまたは首輪で、その輪がしまらずかつ怪我をもたらす可能性がないように作られているものに限る。</li> <li>繋留器具は絡まないように安全性が保たれているものに限る。材質はそれ自体軽いもので犬が怪我をする可能性がないものにする。 出所：犬に関する規則第 7 条「繋留による飼育に関する要請」第 4 項及び第 5 項</li> </ul>	<p>あり（同則第 12 条「秩序違反」により、動物保護法「第 18 条において「秩序違反」となる（€ 25,000 までの過料）</p>	

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	ガイダンス
		<p>無理な場合は、書面による手続きを策定し、職員の安全を明示しなければならない。</p> <p>出所：DEFRA (2018b) , p10.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての外のフェンスは、頑丈で、たわまず、良好な状態に保ち、脱走や穴掘りを防ぐ構造でなければならない。犬が金網に近づくことができるときは、金網の直径は最低 2.0 ミリメートル (英国の規格で約 14 ゲージの溶接金網) でなければならない。網目の大きさは、どの方向についても 50 ミリメートルを超えてはならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA (2018b) , p11.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フェンスは全てのエリアから最低 1 日に 2 回取り払わなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA (2018b) , p12..</p>			

## 4. 猫：設備等

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	ガイダンス
	<p>&lt;対象：預託施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>猫が立ち入ることができるすべての場所、設備、器具は、怪我、病気、そして逃避の危険を最小限にとどめなければならない。それらは、堅牢で、安全で、そして耐久性があり、良好な修理状態でそしてよく手入れされた材料で構築されなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA (2018f) , p9.</p>	<p>&lt;対象：預託施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>猫がメッシュに接触する場所ではワイヤーの直径が最低 1.6mm (16 gauge welded mesh) より細くなくてはならない。メッシュサイズは一方向 25mm を超えてはならず、猫が引っかくことにより直立材がダメージを受けるのを防ぐため通路の骨格の内側に設置されなければならない。</li> <li>排水は最低 1：80 の勾配にすることが推奨される。</li> </ul> <p>出所：DEFRA (2018f) , p10.</p>			
	<対象：預託施設>	<対象：預託施設>			



項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	ガイダンス
	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接する猫ユニットは、隣接する壁の全高と全幅をカバーする堅固な障壁を持っている必要がある。 出所：DEFRA (2018f) 2.11, p24.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニットの間隔は最小 0.6 メートル幅でなければならない。</li> <li>向かい合ったユニットの間の通路の幅は少なくとも 1.2m なければならない。もし通路が 1.2m 未満の場合、ユニットの前面に sneeze barriers を設置しなければならない。</li> <li><u>600mm までの棚の奥の Sneeze barriers は完全に不透明でなければならない (優良基準)。</u></li> <li>出所：DEFRA (2018f) , p24.</li> </ul>			

## 5. 犬：温度、湿度、臭気、音、明るさ等

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定
温度	<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>動物が立ち入ることができるすべての場所、設備、器具は、怪我、病気、そして逃避の危険を最小限にとどめなければならない。それらは、堅牢で、安全で、そして耐久性があり、良好な修理状態でそしてよく手入れされた材料で構築されなければならない。 出所：DEFRA (2018b) 5.1, p9.</li> </ul>	<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犬は、ストレスを発生させ得るような区画に閉じ込められてはならない。犬舎内の断熱及び温度調整は、前記の犬の寝場所の気温が 10 度以上 26 度未満に保持することを目指さなければならない。 出所：DEFRA (2018b) , p11.</li> </ul>	<p>&lt;対象：全体屋外飼育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犬小屋の外に、天候から犬を保護しかつ日陰があり、そして保温効果のある寝場所をいつでも確保しておかなければならない。 出所：犬に関する規則第 4 条「屋外での飼育に関する要請」第 1 項</li> <li>犬小屋は保温効果があり、健康に害を及ぼさないような材料で作られ、かつ、犬がこれにより負傷せず、乾いた状態で寝転ぶことができるものにする。 出所：犬に関する規則第 4 条「屋外での飼育に関する要請」第 2 項</li> </ul>	あり（同則第 12 条「秩序違反」により、動物保護法「第 18 条において「秩序違反」となる（€ 25,000 までの過料）	
	<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>動物は常に以下の点に関してその種と健康状態（健康状態や年齢を含む）に適した環境に保たれなければならない。</li> </ul>	<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生後 10 日間は、産室内に局部暖房を追加して提供しなければならない。</li> </ul>	<p>&lt;対象：全体屋内飼育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内飼育する場合は、自然採光が確保できる部屋のみとする。人間が使用する目的でない部屋を使用する場合は、採光が</li> </ul>		

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定
	(a) 行動上のニーズ (b) 状況、空間、大気質、清浄度および温度 (c) 水質（該当する場合） (d) 騒音レベル (e) 光量レベル (f) 換気 出所：DEFRA（2018b）5.2, p11.	出所：DEFRA（2018b）, p11. ・産室は適切な室温（摂氏26度以上28度以下）に保たれ、妊娠中の雌犬が暖房地点から離れることのできる場所が含まなければならない。 出所：DEFRA（2018b）, p27.	入る窓はその部屋の床面積の少なくとも1/8の大きさが必要である。 出所：犬に関する法規命令第5条		
明るさ	<対象：ブリーダー> ・犬は、職員と検査のために容易にアクセス可能でなければならない。スタッフが効果的に働き、動物を観察するのに十分な明るさとする事。 出所：DEFRA（2018b）5.7, p13.	<対象：ブリーダー> ・人工照明を用いる場合、1日10～12時間以内としなければならない。 出所：DEFRA（2018b）, p13.			

## 6. 猫：温度、臭気、音等

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定
温度、音、明るさ等	<対象：預託施設> ・猫は常に以下の点に関してその種と健康状態（健康状態や年齢を含む）に適した環境に保たなければならない。 (a) 行動上のニーズ (b) 状況、空間、大気質、清浄度および温度 (c) 水質（該当する場合） (d) 騒音レベル (e) 光量レベル (f) 換気 出所：DEFRA（2018f）5.2, p9.	<対象：預託施設> ・断熱材や温度調節機能は猫の就寝場所の環境温度を最低15℃から最高26℃に保つことを目標とせねばならず、10℃を下回ってはならない。 ・就寝場所の温度は18℃より高くなければならない（優良基準）。 出所：DEFRA（2018f）, p10.			

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定
明るさ	<p>&lt;対象：預託施設&gt;            ・猫は、職員と検査のために容易にアクセス可能でなければならない。スタッフが効果的に働き、動物を観察するのに十分な明るさとすること。            出所：DEFRA (2018b) 5.7, p11.</p>	<p>&lt;対象：預託施設&gt;            ・人工照明が用いられた場合、一日に10から12時間でなければならない。            出所：DEFRA (2018f) , p11.</p>			

## 7. 犬：提供物

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定
食事	<p>&lt;対象：ブリーダー、生体販売&gt;            ・動物に与える餌及び飲料水は傷んでおらず、汚染のないものでなければならない。            出所：DEFRA (2018a) 6.3, p17.</p>	<p>&lt;対象：ブリーダー、生体販売&gt;            ・傷んだ生鮮食材は気づいたらただちに、及び与えてから24時間以内に取り除かななければならない。            出所：DEFRA (2018a) , p17.</p>	<p>&lt;対象：全体&gt;            ・飼育者は犬が通常過ごす領域に犬の犬種・健康状態を考慮し、常に十分な量と質の水と、十分な量と質の餌を提供しなければならない。            出所：犬に関する規則第8条「給餌及び世話」第1項</p>		
食事		<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;            ・成犬は少なくとも一日に一度、かつ、個体の欲求に応じて給餌しなければならない。年齢、犬種、活動レベル、及び繁殖周期の段階に適した完全食を与えなければならない。            ・出所：DEFRA (2018b) , p14..</p>			
食事		<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;            ・離乳時の子犬には、当初は1日に4～5回、</p>			

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定
		<p>餌を与えなければならない。当初の餌は流動食とし、その後の期間は徐々に固形物を与えるよう進めて行ってよい。子犬を異なる餌で離乳させる場合は、暫定的な給餌計画も作成し、毎日与える餌の割合を示さなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出所：DEFRA (2018b) , p14.</li> </ul>			
水		<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犬舎周辺には、成犬1頭につき一つの水入れを用意しなければならない。</li> <li>・ 出所：DEFRA (2018b) , p15.</li> </ul>			
散歩 運動		<p>&lt;対象：ブリーダー、生体販売&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成犬は最低でも1日2回リードにつないで散歩を20分以上行うこと。</li> <li>・ 出所：DEFRA (2018a) , p.36.</li> </ul>			
		<p>&lt;対象：家庭での預託&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犬を他の犬と散歩させる場合その所有者の同意が必要であり、一度に6頭より多く散歩させてはならない。</li> <li>・ 出所：DEFRA (2018e) , p16.</li> </ul>			
		<p>&lt;対象：家庭での預託&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>1日に2度、最低20分犬を散歩させる明確な計画を策定（優良水準）。</u></li> <li>・ 出所：DEFRA (2018e) , p16.</li> </ul>			
運動		<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての成犬は少なくとも一日二度、寝場所から出して運動させなければならない。</li> <li>・ 出所：DEFRA (2018b) , p29.</li> </ul>			<p>屋外の運動場を持たない販売施設では、毎日、犬をコンパートメントから屋内の運動場に出さなければならない。</p> <p>出所：アレテ Annex II、Section 1、「Chapre I 犬に特有の規則」の「3 運動」</p>

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定
		<対象：家庭での預託> ・ <u>少なくとも1日に2回運動させられなくてはならない（優良基準）。</u> ・ 出所：DEFRA（2018e）, p26.			
運動 排泄		<対象：ブリーダー> ・ 雌犬は最低1日に4回、子犬から離れて排泄と運動ができるようにしなければならない。 ・ 出所：DEFRA（2018b）, p.12.			
運動 社会 性		<対象：ブリーダー> ・ 子犬は散歩ができないため、少なくとも日中に4回遊んだり、人間と交流したりする機会が必要である。 ・ 出所：DEFRA（2018b）, p16.			病気の犬や、衛生上の理由から一時的に隔離された犬を除き、年齢や保有形態を問わず、要請に応じて、犬同士で走りまわったり遊んだり、また人間とふれあえるよう、毎日屋外に解放される。  出所：アレテ Annex II、Section 1、「Chapitre I 犬に特有の規則」の「3 運動」
		<対象：ブリーダー> ・ 運動ができない犬に対しては散歩を1日2回のグルーミングやおもちゃを使った人間とのふれあいに変更しなければならない。 ・ 出所：DEFRA（2018b）, p22.			
運動 計画		<対象：ブリーダー> ・ 少なくとも一日に一度の散歩又は安全な広場の利用を運動の機会に含めなければならない。毎日の運動を計画するにあたっては、ライフステージ、心身の健康及び犬種を考慮しなければならない。			

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出所：DEFRA (2018b) , p16.</li> <li>＜対象：ブリーダー、家庭での預託＞</li> <li>・ 1匹の犬に各就業日につき2回、それぞれ最低20分の散歩、又は安全な広場の利用2回を定めた明確な計画がなければならない。獣医師学上の理由から運動できない犬については、別の形のエンリッチメントを計画しなければならない（優良基準）。</li> <li>・ 出所：DEFRA (2018b) , p16., DEFRA (2018e) , p14.</li> </ul>			
掃除		<ul style="list-style-type: none"> <li>＜対象：生体販売者＞</li> <li>・ 1日1回は犬のケージを清掃し、動かせるものは掃除と消毒を最低でも週に1回実施する。</li> <li>・ 出所：DEFRA (2018a) , p.34.</li> </ul>			
掃除		<ul style="list-style-type: none"> <li>＜対象：ブリーダー＞</li> <li>・ 犬が収容されている犬舎は、最低でも一日に一度掃除しなければならない。</li> <li>・ 出所：DEFRA (2018b) , p12.</li> </ul>			
ケア管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>＜対象：生体販売者＞</li> <li>・ 16時間のうち最低でも4回、4.5時間ごとに子犬に食事や付き添いができる適切なスタッフが必要。平日は4時間ごとに、夜中も最低一度はチェックされなくてはならない。</li> <li>・ 出所：DEFRA (2018a) , p.32.</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>＜対象：ブリーダー＞</li> <li>・ <u>子犬が新しい家に迎え入れられるときは、現在与えている餌の最低1週間分を用意しなければならない（優良基準）。</u></li> <li>・ 出所：DEFRA (2018b) , p.15.</li> </ul>			

## 8. 猫：提供物

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定
清掃	<p>&lt;対象：預託施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊施設とその中の設備が必要な頻度で清掃され、良好な衛生基準が維持されていることを確認するための手順が整っていること。宿泊施設は清潔で消毒されていない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA (2018f) 5.5,p.10.</p>	<p>&lt;対象：預託施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用されているユニットは最低でも毎日清掃されなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA (2018f) ,p.10.</p>			
エンリッチメント					<p>(猫の) 収容施設のスペースには、それぞれの猫が休息と観察のための場所を確保し、また、他の猫から離れて過ごすことができる、高さの異なる台が配置される。睡眠を可能にする台の面積は、猫1匹につき2㎡と見積もられる。</p> <p>出所：アレテ Annex II、Section 1、「Chaptre II 猫に特有の規則」の「1 収容施設」</p>

## 9. 犬：繁殖

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定
繁殖	<p>&lt;対象：ブリーダー、生体販売者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産は1歳以上、上限6歳まで、出産は年1回までとする。</li> </ul> <p>出所：DEFRA (2018)</p>	.			<p>2年間に3回超出産させてはならない</p> <p>出所：アレテ Annex II、Section2、「CHAPITRE II、犬と猫の繁殖に関する規定」</p>

## 10. 猫：繁殖

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定
繁殖					2年間に3回超出産させてはならない 出所：アレテ Annex II、Section2、「CHAPITRE II、犬と猫の繁殖に関する規定」

## 11. 犬：管理

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定
1人当たりの飼育頭数	<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての動物の福祉への欲求を満たせるような水準の世話を提供するために、十分な人数の、目的にふさわしい適性のある者を揃えなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA (2018b) 4.1,p.8.</p>	<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>動物の福祉への欲求が満たされていないという証拠がある場合、査察官は職員の数が適切かどうか検討しなければならない。査察官は、次の事項を考慮しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 施設の規模</li> <li>✓ 施設の配置、すなわち、個別に区切られた各区画に置くことが許される犬の頭数</li> <li>✓ 犬種、例えば、種類、年齢、健康状態、ニーズ</li> <li>✓ 職員の資格／経験</li> <li>✓ 地方当局の獣医師からの助言</li> <li>✓ パートタイム又はボランティア職員を利用してい</li> </ul> </li> </ul>	<p>&lt;対象：業として繁殖を行う場合の飼育者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業として犬を繁殖する者は、10頭までの繁殖犬及びその子犬毎に飼育担当者1人を配置しなければならない。かつ、この飼育者は、必要な知識及び技術を主務官庁より証明した者でなければならない。</li> </ul> <p>出所：犬に関する規則「業として繁殖を行う場合の飼育に関する要請」第3条</p>	<p>あり（同則第12条「秩序違反」により、動物保護法「第18条において「秩序違反」となる（€25,000までの過料）</p>	



項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定
		るか ✓ 参考までに、既存事業における職員と犬の比率はおよそ1対20である。 ・ 職員の数、飼育する成犬10頭につき1フルタイム相当の従業者とする（優良基準）。 ・ 出所：DEFRA（2018b）,p.8. ・			
	<対象：預託施設> ・ すべての動物の福祉への欲求を満たせるような水準の世話を提供するために、十分な人数の、目的にふさわしい適性のある者を揃えなければならない。 出所：DEFRA（2018d）4.1,p.7.	<対象：預託施設> ・ 動物の福祉への欲求が満たされていないという証拠がある場合、査察官は職員の数、敷地の広さ、施設の配置、すなわち、個別に区切られた各区画に置くことが許される犬の頭数、犬種、例えば、種類、年齢、健康状態、ニーズ、職員の資格／経験、施設が提供する追加のサービス、パートタイム又はボランティア職員を利用しているか、参考までに、既存事業における職員と犬の比率はおよそ1対25である。 ・ 職員の数、飼育する成犬15頭につき1フルタイム相当の従業			

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定
		者とする（優良基準）。 出所：DEFRA（2018d）4.1,p.7.			
	<p>&lt;対象：デイケア&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての動物の福祉への欲求を満たせるような水準の世話を提供するために、十分な人数の、目的にふさわしい適性のある者を揃えなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2018c）4.1,p.7.</p>	<p>&lt;対象：デイケア&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の人数は、その施設に預けられている間、各犬の個別の福祉ニーズが十分に満たされること、動物福祉要求事項が職員不足によって損なわれないようにすることを確実にするレベルでなければならない。</li> <li>動物の福祉への欲求が満たされていないという証拠がある場合、査察官は職員の数が適切かどうか検討しなければならない。査察官は、次の事項を考慮しなければならない。</li> <li>施設内に6m<sup>2</sup>のスペースが各犬に与えられていなければならない。これには屋内と屋外のスペースが含まれる。施設の配置、すなわち、個別に区切られた各区画に置くことが許される犬の頭数</li> <li>犬種、例えば、種類、年齢、健康状態、ニーズ</li> <li>職員の資格／経験</li> <li>施設が提供する追加のサービス</li> <li>パートタイム又はボランティア職員を利用しているか</li> <li>参考までに、既存の事業における職員と犬の比率は通常1対10を超えてはならない。</li> </ul>			

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定
		<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の数は、飼育する成犬8頭につき1フルタイム相当の従業者とする（優良基準）。 出所：DEFRA（2018c）,p.7.</li> </ul>			

## 12. 猫：管理

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定
1人当たりの飼育頭数	<p>&lt;対象：預託施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>動物の福祉の必要性が満たされることを確実にするレベルのケアを提供するために十分な数の人数が必要とされる。 出所：DEFRA（2018f）4.1,p.7.</li> </ul>	<p>&lt;対象：預託施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スタッフ1人当たりの猫の飼育頭数は25頭程度とする。</li> <li>フルタイムの飼育員一人につき20頭の猫（優良基準）。 出所：DEFRA（2018f）,p.7.</li> </ul>			

## 13. 犬：社会的環境

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定
社会性		<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子犬は散歩ができないので、少なくとも日中に4回遊んだり、人間と交流したりする機会が必要である。 出所：DEFRA（2018b）,p16.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬には、檻または繋留所の他に、十分な運動場を与え、かつ、当該犬を飼育し、世話し、または世話を要請された者と十分に接触させることを保証しなければならない。</li> <li>運動場及び社会的接触は犬の種類、</li> </ul>		

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定
			年齢及び健康状態に適したものでなければならない。 出所：犬に関する規則第2条「飼育に関する一般的要請」第1項		
		<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運動ができない犬に対しては散歩を1日2回のグルーミングやおもちゃを使った人間とのふれあいに変更しなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2018b）, p22.</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同じ敷地内で複数の犬を飼育する者は、これが他の法令に反しない限り、原則として、これらの犬を集団飼育しなければならない。ただし、犬の利用の方法、行動、健康状態に鑑みて集団飼育を見合わせることもできる。</li> <li>互いに馴染みのない犬を一緒にすることは、監視下のみで許される。</li> </ul> <p>出所：犬に関する規則第2条「飼育に関する一般的要請」第2項</p>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>一頭で個別に飼育する犬には、集団生活への犬の欲求を満たすために、真に日、数回、長時間にわたり、飼育者と接触させることを保証しなければならない。</li> </ul> <p>出所：犬に関する規則第2条「飼育に関する一般的要請」第3項</p>		

## 14. 猫：社会的環境

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定
社会性		<p>&lt;対象：生体販売者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>猫は1日10分以上毎日人間との接触を持ち、子猫は最低でも1日4回以上20分ずつの接触をすること。</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2018a）, p42.</p>			

項目	イギリス		ドイツ		フランス
	義務規定	ガイドライン	義務規定	罰則等	義務規定

## イギリス

注) 2006年の動物福祉法の下に、2018年動物福祉規則（動物に関する活動の許可）（The Animal Welfare Regulations 2018 (Licensing of Activities Involving Animals)）が位置付けられ、その規則の下に、下記のガイダンスがある。各 Guidance は、Regulation で規定されている各条件について、1つ1つ手引き（Guidance）が記載されている。中には優良基準（より高い基準）が設けられ、その基準を満たした事業者は、格付け制度で 4-5 つ星を獲得することができ、許可料金が安く設定されたり、免許の更新期間が長くなったりする。さらに、Code は、動物福祉法第 9 条に定める条項を順守するための実用的な手引きであり、違反をしても罪ではないものの、第 9 条に定める罪によって訴訟手続きを取られた場合、罪を犯したかの判断の際に、Code の順守を取り調べられることになる。

2018年動物福祉規則（動物に関する活動の許可）のもと、イングランド地方で許可を受けずに活動を継続している者は、「2006年動物福祉法」第 13 条第 6 項による違反行為を行うこととなり、6 か月以下の禁固、罰金又はこれらを併科される。「2006年動物福祉法」第 30 条に基づき、地方当局は本法の下でのいかなる違反行為についても訴訟を提起することができる。

### ◇動物全体

- ・ DEFRA (2018) The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018

### ◇犬

- ・ DEFRA (2018a) The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018: Guidance notes for conditions for **selling animals as pets**, October 2018.
- ・ DEFRA (2018b) The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018 Guidance notes for conditions for **breeding dogs** November 2018
- ・ DEFRA (2018c) The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018: Guidance notes for conditions for **providing day care for dogs** November 2018
- ・ DEFRA (2018d) The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018: Guidance notes for conditions for **providing boarding for dogs** November 2018.
- ・ DEFRA (2018e) The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018: Guidance notes for conditions for **providing home boarding for dogs** November 2018.
- ・ DEFRA (2018g) Code of practice for the welfare of dogs

### ◇猫

- ・ DEFRA (2018f) The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018: Guidance notes for conditions for **providing boarding for cats**

November 2018.

- ・ DEFRA (2018h) Code of practice for the welfare of cats

## ドイツ

注) 罰則「あり」については、犬に関する規則第12条「秩序違反」を基にしている。「犬に関する規則」第12条「秩序違反」では、「故意又は過失により、以下の各号に該当する行為をする者は動物保護法第18条第1項第3号にいう「秩序違反」となる(€25,000までの過料)と規定している。

- 1) 子犬を母犬から引き離す条項
- 2) 繁殖犬及びその子犬10頭まで毎に上述の飼育者を配置する条項
- 3) 犬が犬小屋又は寝場所を自由に飼養できるように配慮しないこと
- 4) 屋内、檻、繋留による飼育に関する要請事項
- 5) 犬の収容場所及び繋留器具、気温等の検査を行い、欠陥があった場合に直ちに欠陥を除去する条項

## フランス

注) 「動物の避難所・収容所を管理する者、繁殖・販売・輸送・監視・教育・訓練・公衆への提示を行う者」について、動物の健康および保護に関する規則を遵守する施設を設けないまたは使用しない場合は、7,500ユーロの罰金(農業・漁業法典L215-10条)。また、「ペット動物の販売・グルーミング・輸送・一時預かり・教育・訓練または公衆への提示、避難所、繁殖場を運営する者」は、動物を虐待、または虐待させた場合、1年間の禁固および15,000ユーロの罰金(農業・漁業法典L215-11条)。

- ・ L214-6に関する2014年4月3日アレテ

## ■各国（英・独・仏）の動物関連法令の位置づけ

### イギリス

環境・食料・農村地域省（Department for Environment, Food & Rural Affairs : DEFRA）

### Animal Welfare Act 2006 （2006年動物福祉法）

### The Animal Welfare Regulations 2018 (Licensing of Activities Involving Animals) （2018年動物福祉規則（動物に関する活動の許可）\*）

#### ●犬

- The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018: Guidance notes for conditions for selling animals as pets, October 2018.
- The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018 Guidance notes for conditions for breeding dogs November 2018
- The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018: Guidance notes for conditions for providing day care for dogs November 2018
- The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018: Guidance notes for conditions for providing boarding in kennels for dogs November 2018.
- The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018: Guidance notes for conditions for providing home boarding for dogs November 2018.
- Code of practice for the welfare of dogs

#### ●猫

- The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018: Guidance notes for conditions for providing boarding for cats November 2018.
- Code of practice for the welfare of cats

※各Guidanceは、Regulationで規定されている各条件について、1つ1つ手引き（Guidance）が記載されている。中には優良基準（より高い基準）が設けられ、その基準を満たした事業者は、格付け制度で4-5つ星を獲得することができ、許可料金が安く設定されたり、免許の更新期間が長くなったりする。  
※各Codeは、動物福祉法第9条に定める条項を順守するための実用的な手引きであり、違反をしても罪ではないものの、第9条に定める罪によって訴訟手続きを取られた場合、罪を犯したかの判断の際に、Codeの順守を取り調べられることになる。

\*イングランド地方の場合。他の地方のRegulationは以下の通り。

北アイルランド：The Animal Health and Welfare (Amendment) (Northern Ireland) (EU Exit) Regulations 2019

スコットランド：The Animal Welfare (EU Exit) (Scotland) (Amendment) Regulations 2019

ウェールズ：The Animal Welfare (Breeding of Dogs) (Wales) Regulations 2014

## ドイツ

連邦食料・農業省 (Federal Ministry of Food and Agriculture: BMEL)

Tierschutzgesetz (1972)  
(動物保護法)

Tierschutz-Hundeverordnung (2001)  
(動物保護－犬に関する規則) (動物保護法に付随した連邦食料・農業省の省令)

州

- ・州による解釈文書 (ガジェット等)、チェックリストの作成等
- ・州による条例など

## フランス

フランス農業・食料・漁業・農村省 (Ministère de l'Agriculture et de l'Alimentation : Alim'agri)

Code rural et de la pêche maritime (1980 \*)  
(農業・漁業法典)

\*農業・漁業法典の名称となったのは2010年。

Annexes de l'arrêté du 3 avril 2014 (2014)  
(農業・漁業法典L214-6-1、L2146-2、L214-6-3に基づく、家畜種のペットに関連する活動が満たさなければならない公衆衛生と動物保護の規則を定める2014年4月3日のアレテ) (農業・漁業法典の省令)